西	子	市	長	様
	- 1.	111	TX.	12/0

◎届出人本人による署名の場合、押印は必要ありません。

7	. т	٠.		
- 1	V	()	

Н	-	114 1	C 1630							22 - 7.71	.,	7 7 0 1 = 1 0 0											
I.	<u> </u>	. =	-	: =	L —	届出人 氏名						電話: 節	番号				÷	異動:	事 由	(全部	٠ .	一部)	
1:	1	E	5	も男	」届	(窓口に)					,	()	_			転入			世帯	主変更	
(◎太枠の中を記入してください。					来た人」									転居	i .		職権	修正				
雇	1 H	出日	令和	年	月 日	異動する人	z	k	□世帯3	 } □ [5]一世帯員	()				転出	1		申出任	修正	
						との関係							- 0		世帯変	変更		その作	也				
異	是動日 令和 年 月 日 ※転入の方は以前、西予市(合併前も含む)に住所登録をしたことがありますか。(有 · 無												• 無) ()			
φr	÷ 1-	主所	□届出。	人に同じ			□届出人に同じ 新 世 帯								新								
利	1 12	ולז ב																					
	- /-	 -	□届出ノ	人に同じ								F	` │ │	□届出	人に同じ	•	政 区 立						
													前										
◎住所は方書(マンション・アパート名、号数)まで記載してください。																							
	本	籍															筆	頭者					
			氏 名	(3.1	Jがな)	生年月日	性	続	住民票	通知		ンバーカード		電子	国民健	康保険	国民生	——— 年金	印後乳	見り	介身重	重住無税 心宅線務	水
							別	柄	コード ※	カード		本台帳カート	*	証明			1号		鑑期児	1 + 親記	隻 草儿	八毛線務	追
	1				□届出人に同	── 明治・大正・昭和 同じ 平成・令和・西暦		□世帯主	/•\	(有・無) 記載変更	(有・無)マイナカ	記載変更継続利用処	理	発 行 失 効	取得	交付・	取·喪	₹•変	$\mid \mid \mid \mid$				
							女			返納	住基力	返納(返納处		発行無	喪失	回収							
卑						明治・大正・昭和平成・令和・西暦			*	(有・無)	(有・無)	記載変更		発行	取得	交付	1号 取·喪						
異動す	2					• •	女			記載変更 返納	マイナカ 住基カ	継続利用処 返納(返納处		失 効 発行無	喪失	回収	-1/ 1/						
する						明治・大正・昭和平成・令和・西暦			*	(有・無)	(有・無)	記載変更		発行	取得	交付	1号 取·喪	·任 · 恋					T
人	3					- TA DA GA	女			記載変更 返納	マイナカ 住基カ	継続利用処 返納(返納处		失 効 発行無	喪失	回収	40 10	: 义					
						明治・大正・昭和平成・令和・西暦			*	(有・無)	(有・無)	記載変更		発 行	取得	交付	1号 取•喪	·任 E•亦			+		T
	4					十八、节和:四周	女			記載変更 返納	マイナカ 住基カ	継続利用処 返納(返納处		失 効 発行無	喪失	回収	48 18	艺 及					
						明治・大正・昭和	車		*	(有・無)	(有・無)	記載変更		発 行	取得	交付	1号 取·喪	·任		+++			
	5					平成・令和・西暦	女			記載変更 返納	マイナカ 住基カ	継続利用処 返納(返納处		失 効 発行無	喪失	回収	双*式	<u>で* 发</u>	1				
_			※住民票	ミコードに	は転入時のみ	 記載してください。(マ		_ ンバーカ-	ード又に								ん)						Ш
□通知カードの住所変更をします]マイナ]その他(В □手巾	帳、							
	'	□(通知カード・マイナンバーカード・住基カード)を後日持参します □						国籍•地域 在留資格			在留カード番号				· ·			-	□質問				
備																	_確 認 ²	□ 未 ()		以川	<u></u>)
考	考								法第30条の45区分			在留期間 在留期間の満了日			受		基		本				
												年 月				{\\		台		人 通			
								1 [□【在留カード】裏面記載 □【旅券】住居地届出済					済印 □法第30条の46届出							知		